

包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成26年2月20日公表)

高松市監査委員告示第5号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により公表します。

平成26年2月20日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

井上 孝志 (いのうえ たかし)

落合 隆夫 (おちあい たかお)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【包括外部監査結果に基づく措置通知一覧】

H26.2.20

措置通知 No.	監査年度	テーマ	報告書該当ページ	区分※	所管部局	措置通知日
No.1	H15	公有財産の管理について	P22	指摘	財政局 財産活用課 財産管理室	H26.1.31
No.2	H19	未利用資産（土地）の活用及び売却について	P84	指摘		
No.3	H24	高松市の関連諸団体	P144 P212	意見	健康福祉局 障がい福祉課	H26.1.15
No.4			P144 P212	意見		
No.5			P145 P212	意見		
No.6			P145 P212	意見		
No.7			P145 P212	意見		
No.8	H24	高松市の関連諸団体	P146	意見	健康福祉局 保健センター	H25.11.26
No.9			P147	意見		
No.10			P147	意見		
No.11			P148	意見		
No.12			P148	意見		
No.13			P217	意見		
No.14			P217	意見		

【包括外部監査結果に基づく措置通知一覧】

H26.2.20

措置通知 No.	監査年度	テーマ	報告書該当ページ	区分※	所管部局	措置通知日
No.15	H24	高松市の安全な街づくり	P29	指摘	教育局 保健体育課	H25.12.19
No.16			P29	意見		
No.17		高松市の関連諸団体	P148 P273	意見		
No.18			P148 P273	意見		
No.19			P147 P273	意見		
No.20			P148 P273	意見		
No.21			P147 P273	意見		
No.22			P144 P273	意見		
No.23			P148 P273	意見		

※指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※意見 …… 組織及び運営の合理化の観点等から改善が望まれるとされたもの

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成15年度	公有財産の管理について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	不法占拠事案は、事実関係を調査の上、時効中断の措置その他の法的手続きをとるべきもの	
内容	<p>高松市は、昭和24年の戦災復興土地区画整理事業の一環で、経済的資力を持たない戦災市民のための一時的な使用を前提に、高松市の保有土地（346.41㎡）に木造住宅を建設し、これを無償で貸付けを行った。同事業は昭和45年に終了し、一部の居住者は退去したものの、残る居住者は依然として居住しており、さらにその後、高松市が建設した建物を無断で取り壊して、ここに自らの住宅を建設しているものが2世帯ある。</p> <p>事実関係を調査の上、時効中断の措置やその他の法的手続きをとるなどの対応が必要である。</p>	
報告書該当ページ	22ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu15/ho220-1.pdf	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成26年1月31日
所管部局	財政局 財産活用課 財産管理室
措置結果	<p>平成25年7月1日に提出された住民監査請求に対して、本市監査委員から、平成25年度末までの速やかな時期に、市有地を不法に占有しているaおよびbの相続人の両名に対し、建物収去土地明渡請求の訴を提起する措置を講じ、抜本的な解決を図ることとした勧告が出されたことを踏まえ、下記のとおり措置をしたものである。</p> <p>aおよびbの相続人に対して建物収去土地明渡請求を行うとともに、aについては平成6年1月1日から、bの相続人については平成12年1月1日から、それぞれ土地明渡の日までの賃料相当額損害金の支払を請求する趣旨で、平成25年12月3日付けで、高松地方裁判所へ訴を提起した。</p> <p>なお、bについては新たに相続人が判明したため、平成26年1月23日付けで、訂正した訴状を改めて同裁判所へ提出した。</p>
参考	<p>上記住民監査請求結果（「市有地の不法占拠に係る財産の管理を怠る事実」平成25年8月29日付）へのリンク</p> <p>http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/jyumin/jyumin25/j829.pdf</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成19年度	未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	土地の不法占拠処理を迅速に推し進めるべきもの		
内容	<p>経済的資力を持たない戦災市民のために、昭和24年戦災復興土地区画整理事業として、当該土地346.41㎡に木造住宅8戸を建設し、無償で貸し付けしていたものであるが、同事業は昭和45年に終了している。6戸の居住者は既に退去し、建物は撤去されているが、2戸の居住者は依然と居住を続けている。市としては、この土地の不法占拠処理を迅速に推し進めることが望まれる。</p>		
報告書該当ページ	84ページ		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu19/ho222-2.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成26年1月31日
所管部局	財政局 財産活用課 財産管理室
措置結果	<p>平成25年7月1日に提出された住民監査請求に対して、本市監査委員から、平成25年度末までの速やかな時期に、市有地を不法に占有しているaおよびbの相続人の両名に対し、建物収去土地明渡請求の訴を提起する措置を講じ、抜本的な解決を図ることとした勧告が出されたことを踏まえ、下記のとおり措置をしたものである。</p> <p>aおよびbの相続人に対して建物収去土地明渡請求を行うとともに、aについては平成6年1月1日から、bの相続人については平成12年1月1日から、それぞれ土地明渡の日までの賃料相当額損害金の支払を請求する趣旨で、平成25年12月3日付けで、高松地方裁判所へ訴を提起した。</p> <p>なお、bについては新たに相続人が判明したため、平成26年1月23日付けで、訂正した訴状を改めて同裁判所へ提出した。</p>
参考	<p>上記住民監査請求結果（「市有地の不法占拠に係る財産の管理を怠る事実」平成25年8月29日付）へのリンク</p> <p>http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/iyumin/iyumin25/i829.pdf</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	預金からの支払件数が多い場合は、合計金額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて <div style="text-align: right;">(高松市障害者を守る会)</div>		
内容	統制上問題があるとされているキャッシュカードは作っていないので、現金での集金や支払を、個別にその額で銀行の出金伝票に記入して入出金し、通帳の記録を残しているものが多い。 確かに、照合は容易であるが、現金をいったん預かって入金することなどから、むしろ現金の取り扱いに関する管理が抜け落ちてしまう可能性がある。また、件数が多いものについては、銀行での入出金のための作成伝票の記入事務が増える一方、預金通帳の記載は引出処理した事実しか記載されないため、通帳に一件ごとに、用途などを手書記入している団体が多い。		
報告書該当ページ	144ページ	212ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成26年1月15日
所管部局	健康福祉局 障がい福祉課
措置結果	出金については、平成25年度から銀行振込で支払をする場合の支払額と振込手数料を合計額で出金することとした。 また、入金については、平成25年度から障害児社会見学事業の参加料は、同日受け付けたものについてはまとめて入金し、内訳書を作成することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて (高松市障害者を守る会)		
内容	<p>支払時に振込料が課金されることから、比較的多額の支払いも現金払いとしている団体が多い。この場合も、市役所から持ち出すことはまれで、集金に来てもらっているが、出勤日に集金されないと、その間、現金が市役所内で保管されることになる。</p> <p>多い部署では、数十万の金額にのぼり、前記のようにセキュリティのために現金を保有しないという原則に反する結果となっている。</p> <p>この場合も、領収書は必ず徴収しているが、支払の客観証拠としても、統制という意味でも振込による支払いが優れている。</p>		
報告書該当ページ	144ページ	212ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成26年1月15日
所管部局	健康福祉局 障がい福祉課
措置結果	支払いについては、平成25年度から振込を原則とすることに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	□指摘	■意見	
指摘・意見の項目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて <div style="text-align: right;">(高松市障害者を守る会)</div>		
内容	出納簿等の記載、銀行口座からの出金日と領収書の日付を比較すると、相当の団体で、会員又は市役所職員による立替払いが行われている。 会員による立て替えは、必要経費を役員会等で集まった時に精算するなどの理由で、市役所職員による立て替えは、少額の消耗品を購入するような場合に発生している。 専従ではない市民活動の実態を考えると、実際の購入等による支出日と、会からの支出が同時に行えないことも想定した書類整備が必要と思われる。		
報告書該当ページ	145ページ	212ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成26年1月15日
所管部局	健康福祉局 障がい福祉課
措置結果	立替払いを行う場合については、平成25年度から用途・支払者（立替者）を記入のうえ、精算の様式を作成した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について (高松市障害者を守る会)		
内容	団体のほとんどが小規模なものであるが、100万円を超えるような、比較的多額な委託契約を行う団体もある。これらの団体では、見積合せを行うこととともに、形式的な競争にならないよう、厳正な手続きを求める必要がある。		
報告書該当ページ	145ページ	212ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成26年1月15日
所管部局	健康福祉局 障がい福祉課
措置結果	障害児社会見学事業については、平成25年度の見積徴取において、見積業者5者のうち2者を昨年とは別の業者とした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて (高松市障害者を守る会)		
内容	支払いの根拠となる納品が実際に行われているか、という確認は十分に行われていない団体も見られる。 例えば、納品時等に納品書と購入品を照合したり、実施報告書と照合する検収業務は、一部の団体を除き、実施されていないか、主として発注・経理処理責任者により実施されている。		
報告書該当ページ	145ページ	212ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成26年1月15日
所管部局	健康福祉局 障がい福祉課
措置結果	納品や実施後の検収については、平成25年度から、契約書等に基づき事務処理担当者以外により行われることに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成24年度 高松市の関連諸団体	
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について (高松市食生活改善推進協議会)	
内容	<p>会費や視察旅行の負担金など、入金数の多い団体では、会費を納めた年度だけ会員となる団体が多く、名簿との照合などにより入金管理されており、年度を越えて未収金のある団体はなかったが、領収書の管理方法は団体により様々である。</p> <p>領収書は団体名で発行するが、発行方法は、市の歳入に準じて入金票を発行する団体から、職員がパソコンで作成するものなど、様々である。しかし、控えのないもの、領収書に連番が付されていないものがほとんどであった。</p> <p>領収書の発行と入金が一致することは統制の基本である。領収書を自由に発行できると、入金が帳簿外になるリスクが高くなる。</p> <p>入金管理の一環としての領収書発行事務という意識を持って事務にあたる必要がある。</p> <p>これは、会員制の団体の会員証も同様である。</p>	
報告書該当ページ	146ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年11月26日
所管部局	健康福祉局 保健センター
措置結果	<p>入金管理の一環としての領収書発行については、平成25年度から、控えが残る形式で、あらかじめ連番を付けた領収書を使用することに改めた。また、会費徴収の際の照合手続のルール化については、あらかじめ提出された会員名簿に基づき、氏名を明記し、連番を付けた領収書を作成し、会費徴収の際には、領収書と会員名簿を照合してから領収書を発行するとともに、入金予定額と一致することや領収書残数を確認するようにした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について （高松市食生活改善推進協議会）	
内容	市の職員が行う事務は、団体自身の意思決定に沿って実施されなければならない。団体の意思決定のための資料を市の職員が作成することも多いが、その結果について、議事録が残されていないことが多い。また議事録が作成されていても、諸団体が国庫補助の対象などでなければ、役員・構成員などによる確認と署名は行われていない。	
報告書該当ページ	147ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年11月26日
所管部局	健康福祉局 保健センター
措置結果	総会・役員会の決定機関の議事録の署名については、平成25年度から、総会・役員会の議事録に、総会・役員会の参加者のうちから、署名人を議長が指名して、署名を受けることに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	財産目録，基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて (高松市食生活改善推進協議会)	
内容	ほとんどの団体は，総会などで承認を受ける計算書類として，収支計算書だけを作成している。このため，注記などとして別途記載されていなければ，備品や販売用の商品があっても，把握できない。 市の出納閉鎖に準じて，決算期末日以降の入出金を期末日の資金残高に加除して計上している団体も散見される。この場合，期末の預金と収支計算書の残高は一致しない。 単位(円，千円など)や会計期間(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで，など)等，計算書類を見る上で基本的な情報も記入されていないものも多く見られる。 なお，一般的に会計期間については，総会資料の対象年度であるので記載は不要と考えられているが，例えば収支計算書だけを取り出して見る場合，いつものかわからない。	
報告書該当ページ	147ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年11月26日
所管部局	健康福祉局 保健センター
措置結果	平成25年度から，財産目録を掲載した計算書類を総会資料として作成することに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成24年度 高松市の関連諸団体	
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて (高松市食生活改善推進協議会)	
内容	ほとんど全ての団体で、監事監査が行われていたが、実施された監査の証跡は残されていない団体が多い。市の職員の実施する事務については、市で一定の基準を設け、それに基づいて実施されることが望まれるが、監査についても、一定水準のチェックが実施されなければ、市職員の行う事務の責務が証明されない。	
報告書該当ページ	148ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年11月26日
所管部局	健康福祉局 保健センター
措置結果	平成25年度から、監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けるように改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて (高松市食生活改善推進協議会)	
内容	<p>会則に、基本的な事項が記載されていないものがある。 特に、組織の構成員についての選任又は入会規定が明確でないものが見られた。 そのほか、会の解散時の規定については、ほとんどの団体で記載されていない。</p> <p>これらについては、重要事項は総会や役員会で決定する、という包括規定で対応されている団体も多いが、法律外の任意の団体では、運営の根拠を考えると、会則以外によって立つものがない。 市の職員が事務を行う場合は特に、会則が明瞭である団体でなければ、果たすべき責務が明瞭にならない。 また、会合の種類と規定が齟齬しているなど、規定の記載に課題のある団体なども見られる。</p>	
報告書該当ページ	148ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年11月26日
所管部局	健康福祉局 保健センター
措置結果	平成25年度に、高松市食生活改善推進協議会事務処理規程を定めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成24年度	
高松市の関連諸団体		
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	会員の認定、会費、理事の選任に関する明確な規定を会則に盛り込むことについて (高松市食生活改善推進協議会)	
内容	会員は、ヘルスマイト養成講座修了者及び食生活改善に熱意ある者とされているが、例えば「~のうち、会長が認める者で会費を納めたもの」など、実態に合わせた具体的な記載が望ましい。また、理事の中から役員を互選により選出し、総会の了承を得るとされているが、理事の選任規定がない。理事を総会で選任し、理事相互で役職を選任するなど、会則の改定が望まれる。	
報告書該当ページ	217ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年11月26日
所管部局	健康福祉局 保健センター
措置結果	会員の認定、会費、理事の選任については、平成25年度の総会にて承認を得て、会則を改正した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成24年度	
高松市	の関連諸団体	
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	重複する業務の役割分担と整理について (高松市食生活改善推進協議会)	
内容	市の職員が出納事務を行い、受託事業のうち、一部の事業について、エクセルで整理されている出納記録を作成している。団体会計担当者が、手書きで転記・記帳している。	
報告書該当ページ	217ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年11月26日
所管部局	健康福祉局 保健センター
措置結果	監事は、監査チェックリストに基づき業務を行うことにより、業務の役割を整理した。また、平成25年度から、支出に関する伺い書を作成し、その伺い書をもとに、出納記録をエクセルで作成することで、出納簿の作成等、重複する業務を整理した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成24年度	
高松市の安全な街づくり		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	学校安全計画の実施状況の検証，同計画の改善について，各学校の教育計画に明記すべきもの	
内容	学校保健安全法27条は，単に学校安全計画を策定し，実施するのみならず，実施状況の検証・同計画の改善をも求めているものと解釈でき，各学校の教育計画のなかに，同条が求める内容が定められている。	
報告書該当ページ	29ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年12月19日
所管部局	教育局 保健体育課
措置結果	学校安全計画については，平成25年度から各学校で実施している学校評価等の結果を踏まえ，改善した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成24年度	
高松市の安全な街づくり		
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	学校保健安全法の規定する内容がすべての学校の教育計画に含まれていることの確認について	
内容	<p>教育計画には児童生徒の教科指導等の計画など様々な内容の計画が含まれている。このため、どの部分が法27条に規定する学校安全計画に該当する部分かが分かりにくかった。</p> <p>法29条2項は、「校長は、…危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。同条同項に規定する「必要な措置」として、避難訓練等の結果を踏まえ、危険等発生時対処要領の検証・見直しを行うべきである。</p>	
報告書該当ページ	29ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220a.pdf	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年12月19日
所管部局	教育局 保健体育課
措置結果	学校保健安全法第27条および第29条第2項に規定する内容については、教育計画とは別に各学校で策定している危機管理マニュアルに明記していることを確認した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	現状に合わせた会則の見直しについて (高松市学校保健会)		
内容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。		
報告書該当ページ	148ページ	273ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年12月19日
所管部局	教育局 保健体育課
措置結果	平成25年3月から、課内において、高松市学校保健会会則（以下「会則」という。）の改正について検討し、平成25年5月に開催された高松市学校保健会理事会において、会合の名称の統一や理事の選任規程を含む、現状にあわせた会則に改めることと決定し、平成25年5月24日付けで（平成25年度から）、新たな会則を制定した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて (高松市学校保健会)		
内容	<p>会則に、基本的な事項が記載されていないものがある。 特に、組織の構成員についての選任又は入会規定が明確でないものが多く見られた。 そのほか、会の解散時の規定については、ほとんどの団体で記載されていない。 これらについては、重要事項は総会や役員会で決定する、という包括規定で対応されている団体も多いが、法律外の任意の団体では、運営の根拠を考えると、会則以外によって立つものがない。 市の職員が事務を行う場合は特に、会則が明瞭である団体でなければ、果たすべき責務が明瞭にならない。 また、会合の種類と規定が齟齬しているなど、規定の記載に課題のある団体なども見られる。</p>		
報告書該当ページ	148ページ	273ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年12月19日
所管部局	教育局 保健体育課
措置結果	平成25年3月から、課内において、高松市学校保健会処務規程（以下「処務規程」という。）の制定について検討し、平成25年5月に開催された高松市学校保健会理事会において、処務規程を制定することと決定し、平成25年5月24日付けで（平成25年度から）、処務規程を制定した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について (高松市学校保健会)		
内容	市の職員が行う事務は、団体自身の意思決定に沿って実施されなければならない。団体の意思決定のための資料を市の職員が作成することも多いが、その結果について、議事録が残されていないことが多い。また議事録が作成されていても、諸団体が国庫補助の対象などでなければ、役員・構成員などによる確認と署名は行われていない。		
報告書該当ページ	147ページ	273ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年12月19日
所管部局	教育局 保健体育課
措置結果	監査結果報告を受け、平成25年3月から課内において検討し、平成25年5月に開催された高松市学校保健会理事会において、議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して署名を受けることと決定し、平成25年5月24日付けで（平成25年度から）、高松市学校保健会処務規程第3章に定めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて (高松市学校保健会)		
内容	ほとんど全ての団体で、監事監査が行われていたが、実施された監査の証跡は残されていない団体が多い。市の職員の実施する事務については、市で一定の基準を設け、それに基づいて実施されることが望まれるが、監査についても、一定水準のチェックが実施されなければ、市職員の行う事務の責務が証明されない。		
報告書該当ページ	148ページ	273ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年12月19日
所管部局	教育局 保健体育課
措置結果	平成25年3月から課内において検討し、平成25年5月に開催された高松市学校保健会理事会において、監査項目により監査を受けることと決定し、平成25年5月24日付けで（平成25年度から）、高松市学校保健会処務規程第9条に定めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	□指摘	■意見	
指摘・意見の項目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて <div style="text-align: right;">(高松市学校保健会)</div>		
内容	ほとんどの団体は、総会などで承認を受ける計算書類として、収支計算書だけを作成している。このため、注記などとして別途記載されていなければ、備品や販売用の商品があっても、把握できない。 市の出納閉鎖に準じて、決算期末日以降の入出金を期末日の資金残高に加除して計上している団体も散見される。この場合、期末の預金と収支計算書の残高は一致しない。 単位(円、千円など)や会計期間(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで、など)等、計算書類を見る上で基本的な情報も記入されていないものも多く見られる。 なお、一般的に会計期間については、総会資料の対象年度であるので記載は不要と考えられているが、例えば収支計算書だけを取り出して見る場合、いつのものかわからない。		
報告書該当ページ	147ページ	273ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年12月19日
所管部局	教育局 保健体育課
措置結果	平成25年3月から、課内において検討し、平成25年5月に開催された高松市学校保健会理事会において、計算書類を総会資料として作成することと決定した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて (高松市学校保健会)		
内容	<p>支払時に振込料が課金されることから、比較的多額の支払いも現金払いとしている団体が多い。この場合も、市役所から持ち出すことはまれで、集金に来てもらっているが、出勤日に集金されないと、その間、現金が市役所内で保管されることになる。</p> <p>多い部署では、数十万の金額にのぼり、前記のようにセキュリティのために現金を保有しないという原則に反する結果となっている。</p> <p>この場合も、領収書は必ず徴収しているが、支払の実観証拠としても、統制という意味でも振込による支払いが優れている。</p>		
報告書該当ページ	144ページ	273ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年12月19日
所管部局	教育局 保健体育課
措置結果	<p>平成25年3月から、課内において、高松市学校保健会会則の改正について検討し、平成25年5月に開催された高松市学校保健会理事会において、一定金額以上の支払いは、原則、振込とするなどのルール化をすることと決定し、平成25年5月24日付けで（平成25年度から）、高松市学校保健会処務規程第29条に定めた。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事および会の意思決定機関への確認について <div style="text-align: right;">(高松市学校保健会)</div>		
内容	監事監査の報告のほとんどは、署名のうえ、個人印が押印されたものを印刷配布している。高松市の情報公開の取扱いによると、公務員等以外の者の印影は公開していない。 市の文書の取扱いとの整合性を考えれば、監事の監査についても、署名押印された監査報告書を保管のうえ、記名と®記号を記載した監査報告書を配布する方法も考えられる。 また、配布先は会員・構成員に限定されることから、監査が実際に行われたことを知らせるためにも、署名押印のものを配布するべきとの考え方もある。		
報告書該当ページ	148ページ	273ページ	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年12月19日
所管部局	教育局 保健体育課
措置結果	平成25年3月から、課内において検討し、平成25年5月に開催された高松市学校保健会理事会において、監査報告の監事の署名印影については、配布先が会員・構成員に限定されていることから、監査が実際に行われたことを知らせるため、署名押印のものを配布することと決定し、そのことについて、平成25年度から、監事及び会の意思決定機関（会長）への確認をとることとした。